

令和元年（2019年）8月7日

市内指定障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者 様

八王子市福祉部障害者福祉課

令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出について

平素より、本市の障害者福祉施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年10月の報酬改定により新設される標記加算の算定を希望する場合は、下記のとおり届出をお願いいたします。

記

1 届出対象

障害福祉サービス運営法人・事業所等

※法人単位（複数事業所をまとめる形）で届け出ること、事業所単位で届け出ること可能です。

※算定要件等は別添「(新)福祉・介護職員等特定処遇改善加算について」を御確認ください。

2 提出期限

令和元年（2019年）9月2日（月） 郵送必着（八王子市への提出分のみ持参も可）

※期限を過ぎて到着した場合、加算金を受け取る月数が減りますので御注意ください。

3 提出様式

様式については、次の八王子市ホームページ又は東京都福祉保健局のホームページ「東京都障害者サービス情報」からダウンロードしてください。

(1) 八王子市の様式の所在

市ホームページのトップページの「事業者の方へ」→「障害者施設の開設・届出等」→「指定障害福祉サービス事業等について」→「処遇改善（特別）加算について」→「令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出に係る提出書類」

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/012/002/syoguukaizenkasann/index.html>

(2) 東京都の様式の所在

東京都障害者サービス情報 書式ライブラリーURL

<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>

「書式ライブラリー」→「B 処遇改善（特別）加算に係る様式類」→「令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算」

※なお、処遇改善に関する厚生労働省からの通知についても、上記ホームページに掲載していますので、御確認ください。

※東京都の様式を使用して、八王子市へ提出する場合は、様式中「東京都知事」の部分に適宜「八王子市長」と修正願います。また、八王子市の様式を使用して、東京都に提出する

場合、「八王子市長」の部分を「東京都知事」に修正願います。

4 提出の流れ並びに提出先及び問合せ先

(1) 提出の流れ

八王子市内のみ事業所がある場合は、八王子市へ御提出ください。

法人一括で提出する際、八王子市内の事業所以外に、別の都内区市町村にも事業所がある場合は、別途東京都への提出が必要となりますので、別添資料を御参照の上、御提出ください。

(2) 提出先及び問合せ先

①八王子市担当部署

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1

八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当

電話：042-620-7479

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）

②東京都担当部署 (※東京都へ提出する場合のみ)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）

電話：03-5320-4230

受付時間：午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時30分まで（平日のみ）